

○横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則

平成8年3月5日

規則第7号

改正 平成17年4月1日規則第70号

平成19年8月3日規則第87号

平成26年7月15日規則第55号

平成29年6月5日規則第48号

〔横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則〕をここに公布する。

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例(平成7年9月横浜市条例第46号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平19規則87・一部改正)

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(美化推進員証)

第3条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、美化推進員証(第1号様式)とする。

(喫煙禁止地区標識等の設置)

第3条の2 市長は、条例第11条の2第1項の規定により喫煙禁止地区を指定したときは、当該地区内に喫煙禁止地区標識(第1号様式の2)及び喫煙禁止地区路面標示(第1号様式の3)を設置するものとする。

(平29規則48・追加)

(届出を要しない自動販売機)

第4条 条例第12条第1項に規定する規則で定める自動販売機は、次のとおりとする。

- (1) 囲障により囲まれていること等により自由に立ち入ることが認められていない土地に設置される自動販売機で、当該土地に立ち入らなければ利用することができないもの
- (2) 建築物の内部(地下街の公衆の用に供する通路その他これに類すると認められるものを除く。)に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの

(3) その他市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機
(自動販売機設置届出書等)

第5条 条例第12条第1項又は第3項の規定による届出は、自動販売機設置届出書(第2号様式)により行わなければならない。

2 条例第13条第1項又は第2項の規定による届出は、自動販売機設置届出事項変更・使用廃止届出書(第3号様式)により行わなければならない。

3 条例第14条第3項の規定による届出は、自動販売機設置届出者地位承継届出書(第4号様式)により行わなければならない。

(設置届出書記載事項)

第6条 条例第12条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 自動販売機を設置し、又は設置しようとする年月日

(2) 自動販売機の型式及び製造番号

(3) 回収容器の材質及び容積

(軽微な変更)

第7条 条例第13条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所から5メートル以内におけるもの

(2) 前号の変更に伴う回収容器の設置場所の変更

(3) 回収容器の設置場所の変更で、自動販売機の設置場所の変更を伴わないもの

(4) その他市長が認める軽微な変更

(届出済証)

第8条 条例第15条第1項又は第4項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証に条例第18条第3項の規定により散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載するほか、条例第12条第1項若しくは第3項、第13条第2項(廃止の届出に係る部分を除く。)又は第14条第3項の規定による届出をした者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載しなければならない。

(届出済証の亡失等の届出)

第9条 条例第15条第3項の規定による届出は、届出済証亡失・汚損・き損届出書(第5号様式)により行わなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第10条 条例第16条第1項に規定する規則で定める回収容器の設置及び管理については、

次のとおりとする。

- (1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 回収容器の容積は、自動販売機1台につき30リットル以上であること。
- (3) 自動販売機から5メートル以内で空き缶等の投入に支障のない位置に回収容器を設置すること。

(空き缶等の資源化等計画書)

第11条 条例第19条に規定する規則で定める台数は、第4条各号に掲げる場所に設置されるものを除き30台とする。

2 条例第19条に規定する計画書は、空き缶等の資源化等計画書(第6号様式)とする。

3 前項の空き缶等の資源化等計画書は、毎年5月31日までに提出しなければならない。

(勧告)

第12条 条例第20条の規定による勧告は、勧告書(第7号様式)により行うものとする。

(命令)

第13条 条例第21条の規定による命令は、命令書(第8号様式)により行うものとする。

(立入調査員証)

第14条 条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(第9号様式)とする。

(過料)

第15条 市長は、条例第30条の規定による過料の処分をしようとする場合においては、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知・弁明書(第10号様式)により告知し、弁明の機会を与えるものとする。

2 市長は、前項の処分をする場合は、当該処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書(第11号様式)を交付するものとする。

(平19規則87・追加)

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、資源循環局長が定める。

(平17規則70・一部改正、平19規則87・旧第15条繰下)

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月規則第70号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年8月規則第87号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年1月21日から施行する。ただし、第1条の規定(横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則第15条を第16条とし、第14条の次に1条を加える改正規定及び第9号様式の次に2様式を加える改正規定を除く。)及び次項の規定は、平成19年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成26年7月規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条)

(表)

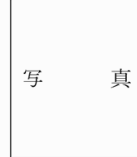
第 号

美 化 推 進 員 証

所 属

氏 名

年 月 日生



上記の者は、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第11条第1項の規定による美化推進員であることを証明する。

年 月 日

横浜市長



(A8)

(裏)

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例(抜粋)

(美化推進員)

第11条 市長は、美化推進重点地区内の空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する啓発、指導その他の活動を行わせるため、美化推進員(以下「推進員」という。)を任命することができる。

2 推進員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第1号様式の2(第3条の2)

喫煙禁止地区標識



(備考)

- 1 大きさは、縦60センチメートル、横40センチメートルとすること。
- 2 円形の枠線及び斜線は、赤色とすること。

第1号様式の3(第3条の2)

喫煙禁止地区路面標示



(備考)

- 1 大きさは、直径30センチメートルとすること。
- 2 枠線及び斜線は、赤色とすること。

第2号様式(第5条第1項)

(表)

※ 受付番号 ー

自動販売機設置届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者住所
(販売者)氏名
(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話 ()

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第12条第1項第3項の規定により、次のとおり届けます。

種 別	□新設	□既設
自動販売機	設置場所	区
	設置年月日	年 月 日
	型式・製造番号	
	販売する飲料の種類	□ジュース等飲料 □ビール等酒類
	販売する飲料の容器の種類	□缶 □びん □プラスチック □紙 □その他()
回収器	設置場所	区
	材質・容積・台数等	□金属 □プラスチック □その他() □自動販売機()台に回収容器()個を設置、総量()1
	管理方法	□週()回回収 □その他()
回収された空き缶等の資源化等の方法	□フルサービス販売業者による引取り □業者委託	
散乱防止者	氏名	
	連絡先	電話 ()
※ 届出済証の番号	年度 第 号	
備考		

(注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 この届出があったときに交付する届出済証は、道路法(昭和27年法律第180号)に基づく道路の占用の許可等をしたことを証するものではありません。
(A4)

(備考)
この様式は、3枚複写式とする。

(裏)

自動販売機及び回収容器の設置場所の付近見取り図

(複数の自動販売機で回収容器を共用する場合は、すべての自動販売機について記入するとともに、それぞれの回収容器に容積(リットル数)を記入してください。)

自動販売機及び回収容器の写真(既設の場合のみ)

(自動販売機と回収容器が一緒に写っている写真をちょう付してください。)

第3号様式(第5条第2項)

(表)

自動販売機設置届出事項変更・使用廃止届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者住所

(販売者)氏名

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話 ()

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第13条 第1項 第2項の規定によ
り、次のとおり届け出ます。

種 別	□変更	□廃止
自動販売機の 設置届出の年月日	年 月 日	
届出済証の番号	年度 第 号	
届出の種類	<input type="checkbox"/> 届出者の住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)の変更 <input type="checkbox"/> 届出者の氏名(法人の場合は、名称又は代表者の氏名)の変更 <input type="checkbox"/> 自動販売機の設置場所の変更 <input type="checkbox"/> 散乱防止責任者の氏名又は連絡先の変更 <input type="checkbox"/> 廃止	
変更又は廃止の 年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	

(注意) 自動販売機の設置場所の変更及び自動販売機の設置場所の変更に伴う回収容器
の設置場所の変更の場合は、裏面にも記入してください。

(A4)

(備考)

この様式は、3枚複写式とする。

(裏)

変更後の自動販売機及び回収容器の設置場所の付近見取り図

(複数の自動販売機で回収容器を共用する場合は、すべての自動販売機について記入するとともに、それぞれの回収容器に容積(リットル数)を記入してください。)

第4号様式(第5条第3項)

自動販売機設置届出者地位承継届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者住所

(販売者)氏名

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話 ()

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第14条第3項の規定により、
次のとおり届け出ます。

自動販売機の設置届出の年月日	年 月 日
届出済証の番号	年度 第 号
被承継者 (旧届出者)	住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地) 電話 ()
	氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
承継の年月日	年 月 日

(注意) 承継に当たって既に届け出た事項(散乱防止責任者等)に変更がある場合は、当該変更事項について自動販売機設置届出事項変更・使用廃止届出書により届け出てください。

(A4)

(備考)

この様式は、3枚複写式とする。

第5号様式(第9条)

届出済証亡失・汚損・き損届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届 出 者 住 所

(販 売 者) 氏 名

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話 ()

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第15条第3項の規定により、
次のとおり届け出ます。

種 別	<input type="checkbox"/> 亡 失 <input type="checkbox"/> 汚 損 <input type="checkbox"/> き 損
届出済証交付年月日	年 月 日
届 出 済 証 の 番 号	年 度 第 号

(A4)

(備考)

この様式は、2枚複写式とする。

第6号様式(第11条第2項)

空き缶等の資源化等計画書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

住 所
氏 名
(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電 話 ()

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第19条の規定により、
年度の空き缶等の回収及び資源化について、次のとおり報告します。

(年4月1日現在)

市内の自動販売機の設置台数	台
市内の回収容器の設置個数	個

1 回収量及び資源化量(実績・計画)

(単位：トン/年)

年度区分		前年度の実績			今年度の計画		
種 類	処理区分	内 訳			内 訳		
		回収量 (A+B)	資源化量 A	廃棄量 B	回収量 (C+D)	資源化量 C	廃棄量 D
総 量							
内	スチール缶						
	アルミ缶						
	びん類(カレットを含む。)						
	その他の飲料容器						
訳	その他(生ごみ、プラスチックごみ等を含む。)						

2 処理及び資源化の方法(委託業者の名称、資源化ルート等)

- (1) 収集運搬 ① 自 社
② 委 託(業者名)
- ↓
- (2) 資源物選別 ① 自 社
② 委 託(業者名)
- ↓
- (3) 運 搬 (業者名)
- ↓
- (4) 資 源 化 (業者名)

(A4)

第7号様式(第12条)

第 号
年 月 日

勸 告 書

住 所

氏 名 様

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

横浜市長



横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第20条の規定により、次の
とおり勸告します。

1 勸告の内容

2 期 限

3 理 由

(A4)

第8号様式(第13条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

命 令 書

住 所

氏 名 様

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

横浜市長 印

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第21条の規定に基づき、次の措置をとることを命じます。

1 命令事項

2 期 限

3 理 由

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第9号様式(第14条)

(表)

第 号

立 入 調 査 員 証

所 属
職 名
氏 名



年 月 日生

上記の職員は、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第24条第1項の規定により、立入調査を行う者であることを証明する。

年 月 日

横浜市長



(A8)

(裏)

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例(抜粋)

(立入調査)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は土地所有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第10号様式(第15条第1項)

(表)

第 年 月 日
号

告 知 ・ 弁 明 書

住 所	
氏 名	様
連 絡 先	自宅・携帯電話・勤務先 ()

横浜市長



あなたは、次のとおり喫煙禁止地区内において喫煙をしました。

日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 ころ
場 所	横浜市 区

この行為は、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第11条の3の規定に違反し、同条例第30条の規定に基づき過料処分の対象となります。

この処分に先立ち、弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

弁 明	<input type="checkbox"/> 告知の内容を認めます。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。 告知された内容には、 <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。 以上、相違ありません。 (署 名)
-----	--

(A4)

(裏)

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例(抜粋)

(喫煙禁止地区の指定)

第11条の2 市長は、美化推進重点地区内において、たばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を禁止する必要があると認められる地区を喫煙禁止地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

(喫煙の禁止)

第11条の3 何人も、喫煙禁止地区内において、喫煙をしてはならない。

(過料)

第30条 第11条の3の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

第11号様式(第15条第2項)

横浜市 指令第 号
年 月 日

過料処分決定通知書

住 所	
氏 名	様
連 絡 先	自宅・携帯電話・勤務先 ()

横浜市長 印

あなたは、次のとおり喫煙禁止地区内において喫煙をしましたので、横浜市空き缶等及びびび吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第30条の規定に基づき金 円の過料に処します。

日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 ころ
場 所	横浜市 区

現金又は本通知日から30日以内に納付書によりお支払いください。

担 当 課	横浜市 局 部 課 電話
-------	-----------------

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第1号様式（第3条）

（平19規則87・平26規則55・一部改正）

第1号様式の2（第3条の2）

（平29規則48・追加）

第1号様式の3（第3条の2）

（平29規則48・追加）

第2号様式（第5条第1項）

（平19規則87・一部改正）

第3号様式（第5条第2項）

（平19規則87・一部改正）

第4号様式（第5条第3項）

（平19規則87・一部改正）

第5号様式（第9条）

（平19規則87・一部改正）

第6号様式（第11条第2項）

（平19規則87・一部改正）

第7号様式（第12条）

（平19規則87・一部改正）

第8号様式（第13条）

（平19規則87・一部改正）

第9号様式（第14条）

（平19規則87・一部改正）

第10号様式（第15条第1項）

（平19規則87・追加）

第11号様式（第15条第2項）

（平19規則87・追加）